

ワンストップ特例制度について

■ワンストップ特例制度（平成27年4月1日から）

確定申告が不要な給与所得者や年金所得者がふると納税する場合、寄附する自治体が5団体以内の場合に限り、ふると納税をした自治体に「申告特例申請書」を提出することにより確定申告等が不要で税の控除を受けられるようになります。

本村へ申告特例申請書を提出された場合、当該寄附年内に支出した本村への寄附合計額をお住まいの市区町村長へ通知します。

なお、申告特例を適用すると本来寄附した年の所得税から控除される分についても、寄附翌年の住民税から控除されることになります。

■ワンストップ特例の対象者

次の条件を満たす方に限られます。

1. 所得税について確定申告書を提出する義務がない、または確定申告を要しない旨の所得税法の規定が適用されること
2. 個人住民税に係る申告書の提出を要しないこと
3. 申告特例の適用を受けるための申請を行う自治体の数が5以下であることが見込まれる方

なお、次のいずれかに該当する場合には、申告特例の申請はなかったものとみなされます。

- ・確定申告を要しない旨の所得税法の適用を受けないこととなったとき
- ・当該寄附年度分の個人住民税に係る申告書を提出したとき
- ・申告特例申請を行った自治体の数が5を超えたとき

■申請方法

2016年からはマイナンバー法の施行により、各種書類の提出が義務付けられました。

申告特例申請書および必要書類を提出することが必要になります。

<Step1>（申告特例申請書の記入）

記入例を参考に同封された申告特例申請書を記入してください。

<Step2>（必要書類の用意）

申告特例申請書と一緒に、以下のいずれかの書類を同封します。

- (1)マイナンバーカードの写し（※両面）
 - (2)番号通知カードの写し + 運転免許証の写し、またはパスポートの写し
 - (3)住民票（番号あり）の写し + 運転免許証の写し、またはパスポートの写し
 - (4)番号通知カードの写し + 資格確認書および年金手帳など、公的書類 2点以上の写し
 - (5)住民票（番号あり）の写し + 資格確認書および年金手帳など、公的書類 2点以上の写し
- ※2025年12月2日以降、各種保険証は、本人確認書類としてご利用になれません。

<Step3>（寄附した自治体へ郵送する）

申告特例申請書と必要書類を以下の送付先へ郵送してください。

（送付先）

〒868-8502 熊本県球磨郡山江村大字山田甲1356番地1 山江村役場企画調整課 あて

■ワンストップ特例申請書類の提出期限

令和8年1月10日（土）必着（令和7年1月1日から令和7年12月31日までの寄附分）

■注意事項

- ・申請書を提出した後に住所等が変更になった場合は、「申告特例申請事項変更届出書」の提出が必要となります。申告特例申告書を提出した自治体にお問い合わせください。
- ・ワンストップ特例申請をされた方が、確定申告または住民税申告をした場合は、ワンストップ特例申請がなかったものとして取り扱われます。